

引記

世見書

本所製所対従業員ノ勞働率議ハ今回調停及斡旋ニ依リ左記  
条項ヲ以テ因湯解決ニシタルニ就テハ茲ニ世見書三通ヲ作成シ當  
者双方及調停者各一通ニテ保持スルモノトス

記

ハ今回、勞働率議ニ規定ノ解雇手当ハ金一対四ノ五トセテ以テ一切

ヲ解決スルコト

昭和五年一月廿三日

本所製所所長

武鶴次郎

(印)

日本労働組合連合会東京鉄工組合大青寅八支部

代表

(印)

全

西谷雄藏

(印)

山下貞松

(印)

調停員

藤沢七枝郎

(印)

以上